

「東京都福祉のまちづくり推進計画」素案についての意見募集結果

1 意見募集の期間	平成21年2月26日(木)～平成21年3月11日(水)
2 意見募集結果	1名1団体 11件

番号	ご意見概要	ご意見への対応等
1	エレベーターの扉の開閉時間の調整、横断歩道の現時時間の検討、夏及び冬でもさわられる手すりの素材構造、使いやすい什器等福祉のまちづくり条例の施設整備基準に盛り込めないような高齢者や障害者に対する配慮について、小冊子にまとめて配布することにより施設を管理する事業者等に周知することができる。	今後の参考とします。
2	「福祉のまちづくり推進」に関する表彰制度があるとのことだが、さらにユニバーサルデザイン上優れた施設に対しての表彰制度があればよい。福祉のまちづくり条例の施設整備基準に適合している優秀な施設を表彰し、プレート等を交付するなどすれば、特に商業施設等事業者の協力が得やすいのではないかと。 また、福祉のまちづくり条例の施設整備基準のみならず、ユニークな工夫などを行っている施設なども表彰の対象にすればさらに効果があるのではないかと。	現在実施している「福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝贈呈」において、施設整備を一つの分野として進めているところです。(本文P66) また、福祉のまちづくり条例の整備基準に適合した施設について、事業主の申請により「整備基準適合証」を交付し、ホームページで紹介させていただいています。
3	鉄道駅のバリアフリー化について、乗降客の多い駅などは1ルートではなく2ルート以上の確保が必要。今後の計画を具体的に示すこと。	本文(P20) ・鉄道駅エレベーター等整備事業 ・都営地下鉄駅へのエレベーターの整備(1ルートの確保) において、5年後の目標を記載しています。
4	都内の路線バスについて、ノンステップバスの導入計画を示すこと。	本文(P21) ・だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 ・都営バスにおけるノンステップバスの積極的導入 において、5年後の目標を記載しています。
5	ミニバスやタクシーを利用した地域交通システムの確立を働きかけること。	今後の参考とします。
6	商店街への「だれでもトイレ」の設置を積極的に進める必要がある。	商店街へのだれでもトイレの設置については、特定施策推進型商店街振興事業で進めているところです。(本文P24)
7	歩道と車道の境界に縁石を使うのは、視覚障害者が躓くなど事故につながるため、一定の柵を設けること。	来年度改訂予定の福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル「歩車道の分離」の参考図の中に「縁石が突出するため、柵等の設置が望ましい」と記載する予定です。
8	幅の狭い歩道の場合は、電柱などを動かし、2m以上の幅を確保すること。都内のすべての道路で行うこと。	今後の参考とします。

「東京都福祉のまちづくり推進計画」素案についての意見募集結果

番号	ご意見概要	ご意見への対応等
9	今日の状況では、車いす障害者向けを含む都営住宅を大量に新築することが必要ではないか。	都営住宅の障害者向け供給等に関して、区市町村からの基本構想や障害福祉計画等に基づく要望を踏まえ、調整の上、空き家の活用に努めています。また、建替えの際は、同様の調整を経て、グループホーム等の併設や、車いす使用者向け（世帯・単身）住宅の供給に取り組んでいます。
10	都が責任をもって学校や社会福祉施設の耐震化工事を進めるべき。また、各地での経験を学んで「障害者震災マニュアル」を改訂すべき。聴覚障害者の安否確認などの課題を当事者の意見を聴き、抜本的な対策を検討すべき。	（本文P58） 社会福祉施設については、社会福祉施設等耐震化促進事業により推進しています。 （本文P59関係） 都立高校等については、平成22年度までにすべての校舎等の耐震化を完了する予定です。 公立の小・中学校及び幼稚園については、区市町村が行う耐震改修等に助成するとともに、区市町村における技術的な知識を持つ人材の確保を助成等により支援します。 小・中学校の校舎等については、平成24年度までに耐震化を完了する予定です。このうち、倒壊等の危険性が高い校舎等の耐震化を平成22年度までに完了する予定です。 障害者震災マニュアルについては、区市町村が地域の実情に応じて策定するものであり、都は既に2種類のマニュアル作成の指針を示す等、区市町村への支援を行っております。
11	都が今後も福祉のまちづくりを推進するにあたり、障害者団体の意見、障害者の個を活かす方策を進めてほしい。	今回の推進計画では、都民や事業者の意見を聴きながら推進していく予定です。